

BCB 施工店規約

BCB 株式会社(甲)が管理・運営する AT254 オールチタンコーティング施工作業を中心とするサービス提供に係る施工店に関する条件について、以下のとおりの内容を施工店登録者(乙)は遵守する。

第1条(定義)

- 「施工店」とは、甲が本部として開発、展開、管理、運営する、AT254 オールチタンコーティング、ウイルスバスターカラーズの施工作業を中心とするサービス提供に係る紹介・営業・販売業務を行う者である。
- 「ブランド名」とは、本契約の規定に従い甲が乙に使用を許諾する甲の文字・ロゴマーク等を総称していい、詳細は第3条に定める。

第2条(本施工店への登録許諾)

甲は乙に対して、本契約の有効期間中、乙が本施工店として店舗等においてブランド名を使用し、また研修、現場指導およびフォローアップで得た店舗等の経営に係る知識・ノウハウを用いて本サービスの提供を行う権利を許諾するものとする。

第3条(ブランド名)

- 甲は本契約の有効期間中、乙に対して文字およびロゴマークを含むブランド名を、本サービスの提供の目的のために使用することを許諾する。
- 乙は、ブランド名の使用にあたり、甲の指定する方法またはルールに従わなければならず、かつ施工店の運営以外の目的で使用してはならない。

第4条(登録料)

- 乙は、本申込登録申込み日に、甲に対して金 300,000 円(税別)を本施工店登録金として甲の指定する金融機関の口座に振り込むものとし、振込手数料は乙の負担とする。
- 前項により乙から甲に支払われた登録料は、理由の如何を問わず乙に返還されないものとする。

第5条(本サービスの提供開始要件)

- 乙は、本サービスの提供開始前に、下記の項目を実施しなければならない。
 - (1)BCB 本部もしくは統括会社からの施工・営業・商品等の研修を実施責任者が受講する。
 - (2)施工店の運営に必要な保険(例:火災保険、生産物賠償保険、施設賠償保険等)
- に加入し、その保険証券の写しの甲への提出(乙の責による損害について甲は一切の責任を負わないものとする)
- (3)反社会的勢力の排除に関する誓約書を傘下の使用する従業員すべてに提出させる

第6条(本サービス)

- 乙は、本契約の有効期間中、原則として下記の内容のメニューを顧客に提供する本サービスの事業を行うことができるものとする。但し、乙が他のサービス・商品の追加等、違う内容の事業も希望するときは、甲と協議のうえその書面による承諾を得ることを条件に行うことができるものとする。
 - (1) オールチタン(AT254)コーティング施工作業の紹介・営業業務
 - (2) AT254 フィルターの取り付け、販売
 - (3) HA1910 ユニット(冷暖房ユニット)の販売
 - (4) ウイルスバスター(カラーズ)噴霧作業・販売・オートシップ契約
- 乙は、甲との事前の協議および甲の承諾がない限り、自己の裁量で本サービスの変更・追加を行ってはならない。

第7条(禁止事項)

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、指定材料を顧客との契約施工工事以外の場所で使用してはならない。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本登録で提供するサービスの改良または変更等を行ってはならない。
3. 他の営業所・施工店からの職人・営業マン等の引き抜き行為等を行ってはならない。
4. 甲に無断で乙独自の広告等を行ってはならない。

第8条(秘密保持)

甲および乙は、本規約履行の過程で開示者から開示されまたは知得した技術上、営業上その他の業務上の秘密情報(以下、まとめて「秘密情報」という)が開示者に専属する固有の権利(原権利者から正当に利用許諾を受けたものを含む)であることを確認する。秘密情報には個人情報が含まれるものとする。

第9条(知的財産権)

乙は、本規約に定めのある場合または事前に甲の書面による承諾が有る場合を 除き、甲が有している知的財産権を使用、侵害、複製し、または第三者に使用させてはならない。施工店登録に関連して甲の知的財産権が自己に開示・貸与されるときでも、その権利は甲の固有の財産として、甲に帰属し、いかなる方法によても甲の知的財産権の効力に異議をとなえまたはこれに対する権利の主張をできないものとし、また甲の知的財産権の登録を目的としたいかなる出願もしてはならない。

第10条(有効期間)

本施工店登録の有効期間は、本登録申し込み日から 1 年間とする。但し、期間満了日の 1 カ月前までに甲および乙が書面により諸条件について合意したときは、更に 1 年間本契約の有効期間は更新されるものとし、以後も同様とする。

第11条(登録解除および損害賠償)

1. 甲および乙は、相手方に次の各号の事由が一つでも生じたときは、何等の催告なく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - (1)本契約の規定に違反または本契約の義務の履行を怠り、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しないとき、または是正する見込みがないと合理的に判断できるとき
 - (2)相手方に対する債務の支払いを、その支払期限を過ぎても 2 カ月以上怠ったとき
 - (3)監督官庁から営業取消・停止等の処分を受けたとき
2. 甲および乙は、前項各号に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、その金額を甲乙協議のうえ賠償の責任を負うものとする。

第12条(施工店登録終了後の措置)

乙は、本契約が有効期間満了または契約解除により終了した場合、本施工店としての一切の権利を失うものとする。

第13条(競業避止義務)

本登録が有効期間満了または登録解除により終了した場合、甲の業務と競合し、利益の衝突を来すおそれのある競業業務について 2 年間は、甲の書面による事前の許可を得ることなく、甲(他営業所を含む)が所在する都道府県において、次の行為を行いません。

- ① 甲と競業関係に立つ事業者に在籍、就職若しくは役員に就任すること。
- ② 甲と競業関係に立つ事業者の提携先企業に就職若しくは役員に就任すること。
- ③ 第 3 社に開業させ、甲と競業関係に立つ事業を行うこと。
- ④ 甲と競業関係に立つ事業を行わない。

第14条(管轄裁判所)

本登録に関して裁判上の紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。